

(企業・団体用)  
火災予防広報に関する協力事業所申込みフローチャート

【申込み前に以下の条件を確認してください。申込みする場合は全てを満たす必要があります。】

- 1 米沢市、南陽市、高畠町、川西町の何れかで事業を展開する企業・団体である。
- 2 自らが保有する資源を活用し、火災予防広報活動等を実施している。若しくは確実に実施できる。
- 3 火災予防広報活動等を年間複数回、若しくは継続して行うことができる。
- 4 所有する事業所は消防法令を遵守している。
- 5 協力にあたり企業・団体の名称や活動内容を公開することを了承できる。
- 6 暴力団と関係のある企業・団体ではない。
- 7 特定の個人や政党、宗教団体等に関することを主とした目的の企業・団体ではない。
- 8 公序良俗に反する活動を行う企業・団体ではない。

1から8を全て満たす。

1から8を満たしていない。

「火災予防広報に関する協力事業所申込書」様式1を記載し、最寄りの消防署予防係へ提出してください。  
〔 米沢消防署、南陽消防署、高畠消防署、川西消防署、消防本部予防課 〕

申込みはできません。

申込み内容を審査

(審査し登録が否の場合)

申込みをいただいた企業・団体に対して文書でその旨と理由を通知します。

(審査し登録が可の場合)

「火災予防広報に関する協力事業所証」様式第2を企業・団体に交付します。登録企業・団体はロゴマークを使用することができます。



※ロゴマークの使用は「ロゴマーク使用基準」によるものとする。交付の際に「ロゴマーク使用基準」をお渡しいたします。

※登録企業・団体で登録内容に変更が生じた場合は「火災予防広報に関する協力事業所登録変更届出書」様式第3を最寄りの消防署へ提出してください。

問合せ先

米沢消防署 ☎23-3108

南陽消防署 ☎43-3500

高畠消防署 ☎52-1505

川西消防署 ☎42-3700

消防本部予防課 ☎23-3107